

国産材マークの創設について

国産材マーク推進会会長

JAPIC 森林再生事業化委員長 慶應義塾大学特任教授 米田 雅子

国産材マークの目的

日本プロジェクト産業協議会（JAPIC）森林再生事業化委員会は、平成25年8月8日に「国産材マーク」を創設しました。これは、製材・合板・丸太などの木材製品に国産材であることを示すマークをつけるものです。環境意識の高い企業や消費者に、国産材を選ぶ購入意欲を高め、国産材の利用を促したいと考えています。

JAPIC（会長：三村明夫新日鉄住金相談役）は、37業種170社の民間企業で構成されるシンクタンクです。民間企業のノウハウを活かし、産学官の交流を通じて国家的課題の解決を図ることを目的にしています。三村会長は、「日本には資源がないといわれてきたが、立派な資源がありながら上手く活用されていない分野が2つある。一つは海洋資源であり、もう一つは森林資源である。森林資源を循環型に使うことが重要だ」と述べています。「国産材マーク」の創設は、産業界がリードして国産材の利用を促すことで、森林を再生することをめざしています。

日本は国土の約7割を森林が占める世界有数の森林国家です。戦後、植えられたスギやヒノキは順調に育ち、現在、日本は44億m³の豊かな森林資源をもち、森林の年間生育量は、国内の木材使用量を超えていました。つまり、日本は充分に豊富な森林蓄積をもち、国内で使う木材のすべてを山林から伐りだしても、蓄積量は減らないという再生可能な資源になっています。しかし、日本の木

材自給率は25%にすぎず、75%を海外から輸入しています。

人工林は「成熟した木を伐採し、木材として利用し、苗を植え、次の森林を育てる」サイクルが重要です。人工林を放置することは森林荒廃につながります。環境面でも、木は老木になると二酸化炭素を吸収しなくなるため、サイクルを回すことが必要です。日本政府およびJAPICは2020年に木材自給率を50%にあげることを目標にしています。日本の森林から計画的に多くの木を伐りだし、それを製材、合板、チップや燃料に利用することが必要です。

ただし、一般社会では「木を伐るのは悪いことだ」が常識化しており、熱帯雨林の過伐採による砂漠化などで、森林伐採が環境破壊につながるイメージが浸透しています。そのため「雨が降って草木が育つ日本では、国産材を使うことが

良いことだ」をアピールするのは容易ではありません。国産材マークを普及させることで、正しい知識を広めたいと考えています。

国産材を使うことは、森林再生に加え、環境向上、国土保全、水源涵養、花粉症軽減など、さまざまな良い効果が生まれます。国産材マークを使用する企業は、環境意識の高い消費者にアピールできます。これまで森林にあまり関係のなかった企業にも入っていただき、国民運動を展開ていきたいと思います。

WTOの非関税障壁に抵触する可能性がある」ことが挙げられます。今回は、産業界の主導で公的資金を使っていないので、国際的にも問題ありません。ちなみに、TPPで農産物の関税の引き下げが議論されていますが、林産物は昭和39年に貿易自由化されており、現在は丸太やチップは関税ゼロで輸入されています。

国産材マーク推進会の発足

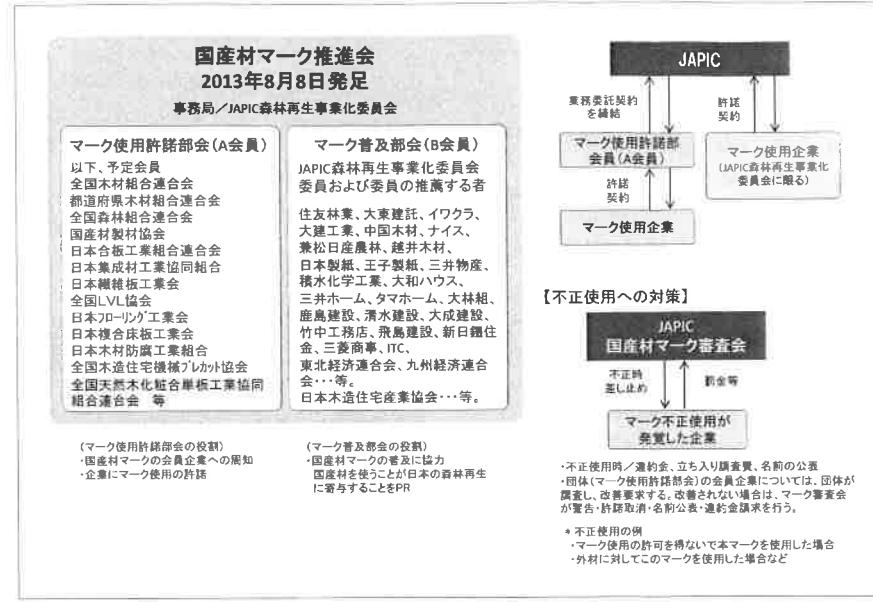
国産材マークの創設とともに、国産材マーク推進会も発足しました。木材関連団体で構成する「マーク使用許諾部会」と、JAPICの森林再生事業化委員会に参加する企業や、委員の推薦する企業で構成される「マーク普及部会」で構成されます。

「マーク使用許諾部会」では、木材の品目ごとに許諾団体を指定しました。マーク使用を希望する企業は、木材団体の事務局に申請して、マークの使用許諾を取得していただきます。例えば、合板であれば日本合板工業組合連合会、集成材であれば日本集成材工業協同組合に許諾申請を出します。

「マーク普及部会」の会員は、マーク普及のために広報・啓蒙活動を行います。



国産材マーク推進会発足 平成25年8月8日
鉄鋼会館にて



マークの表示方法

マークの表示は、マーク使用者が対象製品を出荷する段階で付けるのを基本としますが、マーク使用者の責任で、プレカット・防腐処理・住宅建設の段階で表示することもできます。例えば、住宅の上棟式で、柱に「国産材マーク」をつけて、祝い客に「国産材で家を建てたこと」をアピールすることも可能です。

マークの添付箇所は、木材製品の各本・各枚を基本としますが、これが難しい時は、梱包又はロットごとに一括して添付することができます。なお、基礎杭等地中に埋めて使用される木材については、マーク使用者の責任において、マークを表示したプレートを地上に立てる等の方法により、マークを表示することができます。このようにユーザーにアピールしやすいように配慮しています。

国産材マークの信用維持のための規約

国産材マークの不正使用を防ぎ、マークの信用を維持するために、知的財産分野の第一人者である西村あさひ法律事務所の宮下佳之弁護士、岩瀬ひとみ弁護士に規約類を整備していただくと共に、国産材マーク審査会をつくりました。このマークは登録商標であるために商標法の対象となり、国産材率を記しているために不当景品類及び不当表示防止法の対象となります。例えば「マーク使用の許可を得ないで本マークを使用した場合」は、商標法違反に該当し、損害賠償請求、刑事罰を含む法的措置の対象となります。「国産材率を偽った場合」には、マークを許諾した木材団体が調査して、マーク使用企業に改善要求します。そこで改善されない場合は、マーク審査会が、不正使用を行って企業に対して、警告・許諾取消し・名前公表・違約金請求をすることになります。

ます。

また、消費者に誤認されるような形でマークを表示してはいけないため、国産材利用の広報・周知には、企業名の入らない「普及用マーク」を使うことになりました。

国産材マークの利用は無料です。ただし、国産材マークの最初の申請時に、団体の手続き費用として1万円、不正防止対策のためマーク普及協力費として1万円、合計2万円がかかります。許諾期間は1年毎の自動更新ですが、更新時に費用はかかりません。

建設業界へのお願い

国産材の利用を拡大することで、林業や木材産業を復活させ、山村の雇用を生むとともに、その利益が森林整備に還元される循環システムを構築していきたいと思います。「国民や産業界が国産材をより多く使うことが、日本の森林を元気にすることにつながる」との思いで、製材・合板・丸太・集成材などの木材製品に「国産材マーク」を普及させるべく努力しています。

全国建設業協会の会員をはじめ、建設業界の皆様には、国産材マークについてご理解を賜り、住宅・建築に加え、土木・まちづくりなど広い範囲で、「国産材マークのついた木材製品」を選んで使っていただけますと幸甚です。

日本は森林国家です

産業界からのアプローチ

これまで日本には資源がないといわれてきた。しかし、立派な資源を持ちながら上手く活用できていない分野がある。林業の活性化は地域経済の再生や地球温暖化の観点からも重要で、今日性の高いテーマとなっている。

＜編著＞ 米田雅子・(社)日本プロジェクト産業協会

＜体裁＞ A5判 230ページ・定価2,000円(税込)

＜発行所＞ ぎょうせい 番0120-953-431 <http://gyosei.jp>



大震災からの復旧

知られざる地域建設業の闘い

「がんばろう!日本」—。未曾有の大災害に立ち上ったのは自衛隊や消防・警察だけではない。東日本大震災の被災地には大量の瓦礫を除去し、道路・橋梁・港湾の復旧を進めるために力を尽くした全国の建設事業者たちがいた。

＜編著＞ 米田雅子・地方建設記者会

＜体裁＞ A5判 200ページ・定価2,000円(税込)

＜発行所＞ ぎょうせい 番0120-953-431 <http://gyosei.jp>



全建ジャーナル

ZENKEN JOURNAL

10

2013

- 建設業の社会貢献活動事例
- 「国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画」の中間とりまとめについて



一般社団法人 全国建設業協会